

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して
寄せられた御意見等及びそれに対する厚生労働省の考え方について

平成21年3月2日
厚生労働省

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」については、平成21年1月16日から平成21年2月15日まで、ホームページ等を通じて意見を募集いたしましたところ、様々な御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等の趣旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

項目	寄せられた御意見等	件数	御意見等に対する考え方
1	<p>わく組足場における「下さん等」及びわく組足場以外の足場（一側足場を除く。）における「中さん等」の高さを、異なる数値基準として定めることは、混乱を招く要因となり安全基準として適切ではありません。「下さん等」及び「中さん等」の高さは、上限値を「50センチメートル」に統一することを提言します。（同様の御趣旨の御意見等は、この他に1件ありました。）</p>	2	<p>1 本省令改正案においては、わく組足場とわく組足場以外の足場（一側足場を除く。）について、それぞれの足場の構造等における特徴を踏まえ、足場からの墜落防止措置等を充実する内容としています。</p> <p>2 わく組足場については、交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の下さん、高さ15センチメートル以上の幅木若しくはこれらと同等以上の機能を有する設備又は手すりわくの設置を義務付けることとしています。下さんの高さについては、交さ筋かいの下部からの墜落災害が多く発生していることを踏まえ、一般的に下さんが取り付けられる交さ筋かいピンの位置等を考慮した上で設定したものです。</p> <p>3 一方、わく組足場以外の足場（一側足場を除く。）については、高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の中さん又はこれと同等以上の機能を有する設備の設置を義務付けることとしています。現行の労働安全衛生規則では、高さ75センチメートル以上の箇所に手すりを設けることが義務付けられていますが、これを高さ85センチメートル以上の位置に手すりを設けることとしたことから、高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の位置にさん、つまり中さんも併せて設置すべきことを義務付けることとしたものです。手すりの高さを85センチメートル以上としたのは、日本人の平均身長を考慮して手すりを乗り越えて墜落する危険性を減少させるとともに、くさび緊結式足場等世間に広く普及している足場の構造等を総合的に勘案した結果であり、中さんの高さはその手すりの高さの中間位置として設定したものです。</p> <p>4 このように、墜落防止措置としてのわく組足場における「下さん等」及びわく組足場以外の足場（一側足場を除く。）における「中さん等」については、その果たすべき機能に応じて高さを規定しています。</p>

2	<p>足場関係の墜落防止措置等 (a)わく組足場の下さん等において高さ15センチメートル以上の幅木とあります。また、物体の落下防止措置においては、高さ10センチメートル以上の幅木とあります。わく組足場における「下さん等」及びわく組足場以外の足場(一側足場を除く。)における「中さん等」の高さでは混乱がなく助かりますので、どちらかに統一したほうが良いと思います。(同様の御趣旨の御意見等は、この他に1件ありました。)</p>	2	<p>1 本省令改正案においては、わく組足場とわく組足場以外の足場(一側足場を除く。)について、それぞれの足場の構造等における特徴を踏まえ、足場からの墜落防止措置等を充実する内容としています。</p> <p>2 わく組足場については、交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の下さん、高さ15センチメートル以上の幅木若しくはこれらと同等以上の機能を有する設備又は手すりわくの設置を義務付けることとしています。下さんの高さについては、交さ筋かいの下部からの墜落災害が多く発生していることを踏まえ、一般的に下さんが取り付けられる交さ筋かいピンの位置等を考慮した上で設定したものです。</p> <p>3 一方、物体の落下防止関係では、現行の労働安全衛生規則では、一般的な措置として防網の設置等を義務付けていますが、足場の作業床上での作業における物体の落下防止措置については具体的な法令上の規定がないため、本省令改正案において、具体的な措置として高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート等を設けなければならないことを規定することとしたものです。</p> <p>4 このように、墜落防止措置としての幅木の高さ及び落下防止措置としての幅木については、それぞれ果たすべき機能に応じて高さを規定しています。</p>
3	<p>交さ筋かい及び2段手すり(「(b)わく組足場以外の足場」の手すり等及び中さん等)は「同等の措置」とみなされないのでしょうか。(同様の御趣旨の御意見等は、この他に1件ありました。)</p>	2	<p>1 本省令改正案においては、わく組足場とわく組足場以外の足場(一側足場を除く。)について、それぞれの足場の構造等における特徴を踏まえ、足場からの墜落防止措置等を充実する内容としています。</p> <p>2 わく組足場については、交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の下さん、高さ15センチメートル以上の幅木若しくはこれらと同等以上の機能を有する設備又は手すりわくの設置を義務付けることとしています。下さんの高さについては、交さ筋かいの下部からの墜落災害が多く発生していることを踏まえ、一般的に下さんが取り付けられる交さ筋かいピンの位置等を考慮した上で設定したものです。</p>
	<p>わく組足場にあっては、交さ筋かい及び下さん又は交さ筋かい及び幅木もしくは、手すりわくを設けるべきものとするを要望します。</p>	1	<p>3 したがって、交さ筋かい及び高さ35センチメートル以上40センチメートル以下のさんを有する設備であれば、本省令改正案の基準を満たします。上記2と同等以上の機能を有する設備について、今後、行政通達等で明確にします。</p>
4	<p>仮に、わく組足場における「下さん等」の高さ基準を「15センチメートル～40センチメートル」とする場合には、既に社団法人仮</p>	4	<p>1 「高さが40センチメートルを超え50センチメートル以下のさん」については、わく組足場における墜落防止措置として、本省令改正案の基準を満たすことになりません。</p>

<p>設工業会の認定、単品承認(現行基準に基づく認定または承認)を受けた現存製品(高さが40センチメートルを越え50センチメートル以下の「さん」)について、高さ基準を満たすとして、その耐用年数である10年程度の期間において使用許可を与える等、一定期間の移行措置、激変緩和措置等をとるべきであることを提言します。 (同様の御趣旨の御意見等は、この他に3件ありました。)</p>		<p>2 本省令改正案の公布の日から施行日まで一定の周知期間を設けており、墜落災害等の発生防止の観点から、経過措置を設けないこととしました。</p>
<p>5 下さんの高さが15センチメートル以上40センチメートル以下とありますが、位置は下さんの下面なのか、中央なのか、上面なのか表記して欲しい。</p>	1	<p>わく組足場の下さんの高さとは、作業床から下さんの上縁までの距離のことであり、今後、行政通達等で明確にします。</p>
<p>6 今回の改正省令案では、「足場等からの墜落防止措置等の充実」として「高さ85センチメートル以上の手すり及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の中さんを設けるべきものとなっています。このときの「高さ」とは手すり及びさんの一部がこの範囲に入っていればよいのではないのでしょうか。</p>	1	<p>わく組足場以外の足場の手すり又はさんの高さとは、作業床から手すり又はさんの上縁までの距離のことであり、今後、行政通達等で明確にします。</p>
<p>7 先行手すり工法も外側だけ(躯体と反対側)のものがよく使用され、内側(躯体側)は従来の筋交いだけのものが多いことから、「外側だけ(躯体構造物と反対側)」を規定するものとしてほしい。内側は2層に1箇所の防網を水平設置する事で対処すればよいと思います。メッシュシートがあり転落した事例は少ないのではないかと思いますので、メッシュシートを「ア(ア)a(a)の同等の措置」とみなしていただきたい。 (同様の御趣旨の御意見等は、この他に4件ありました。)</p>	5	<p>1 「内側(躯体側)は従来の筋交いだけのものが多いことから、「外側だけ(躯体構造物と反対側)」を規定するものとしてほしい。内側は2層に1箇所の防網を水平設置することで対処する」という御意見については、墜落防止措置の充実を図る観点から、墜落による労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、今般、本省令改正案で定める予定の措置をとる必要があります。なお、一定の場合は、墜落防止措置として防網を張ることも認められます。</p> <p>2 「メッシュシート」については、墜落現象を途中でくい止める効果はありますが、墜落・転落そのものを防止するには十分とはいええないことから、わく組足場における墜落防止設備として、下さん等と同等以上の機能を有する設備とすることはできないと考えています。</p>
<p>8 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱(以下、要綱という。) 第二の二(一)口に記載のある《手すりわく》の定</p>	4	<p>1 本省令改正案において、わく組足場の墜落防止措置の一つとして示している「手すりわく」とは、作業床から高さ85センチメートル以上の位置に設置された手すり及び高さ35センチメートル以上50セ</p>

<p>義について、わく組足場に交さ筋かいを用いない場合、手すりわくの高さが、八十五センチメートル以上の手すり及び、高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさんによって構成された設備との判断でよいか。要綱第二の二(一)イに記載のある《同等以上の機能を有する設備》を要綱第二の二(一)ロに引用すると、平成16年6月建設業労働災害防止協会発行の「手すり先行工法に関するガイドラインとその解説」に掲載される『手すりわくの例』であっても、さんの高さが十五センチメートル以上四十センチメートル以下とならない設備は、同等以上の機能を有する設備とならないとの判断でよいか。 (同様の御趣旨の御意見等は、この他に3件ありました。)</p>		<p>ンチメートル以下のさん又はこれと同等の機能を有する設備であって、それぞれの部材がわく状に一体となった丈夫な側面防護設備の事です。 2 「手すりわく」の定義については、今後、行政通達等で明確にします。</p>
<p>「手すりわく」についての定義(開口の大きさ等)をJISのように明確にできないでしょうか。</p>	1	
<p>9 単管足場(ビケ含む)について、手すり等及び中さん等と同等以上には、メッシュシート、防網、金網も含まれるのですか。また、中さんに替えてメッシュシート等で設置することはOKですか。</p>	1	<p>1 「メッシュシート」については、墜落現象を途中でくい止める効果はありますが、墜落・転落そのものを防止するには十分とはいえないことから、わく組足場以外の足場における墜落防止設備として、中さん等と同等以上の機能を有する設備とすることはできないと考えています。 2 その他、わく組足場以外の足場の墜落防止措置における中さん等と同等以上の機能を有する設備については、高さ35センチメートル以上の防音パネル(パネル状)、ネットフレーム(金網状)、金網等を想定しており、今後、行政通達等で明確にします。</p>
<p>10 改正案の項目の2-(2)-ア-(ア)-a-(b)「わく組足場以外の足場(一側足場を除く。)にあっては、手すり等(高さ85センチメートル以上の手すり(同等の措置を含む。))及び中さん等(高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん(同等の措置を含む。))。以下同じ。」と表記されていますが、手すりと交差筋交いが一体化された手すり先行筋交いも明示して頂き</p>	28	<p>わく組足場以外の足場において、手すりの高さが85センチメートル以上であって、その下に、X型のさんを設置するのであれば、本省令改正案に定める高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん(中さん)と同等以上の機能を有する設備に該当するものと考えられます。具体的には、今後、行政通達等で明確にします。</p>

	たい。 (同様の御趣旨の御意見等は、 この他に27件ありました。)		
11	わく組以外の足場については、少なくとも法改正以前に既に商品化され市場流通している製品に関しては継続して使用できる措置を取り、その旨を明文化すべきではないかと思う。	1	1 わく組足場、わく組足場以外の足場(一側足場を除く。)、架設通路又は作業構台の既存の墜落防止設備については、本省令改正案に定める設備又はこれと同等以上の機能を有する設備に該当すれば、本省令改正案の施行後も継続して使用できますが、該当しない設備については、部材を追加する等により、本省令改正案に適合する設備に替えていただく必要があります。 2 「同等以上の機能を有する設備」については、今後、行政通達で明確にします。
	枠組み及びローリングタワー用手摺(内容)現状使用されている枠組足場の最上層の手摺柱+手摺さん及びローリングタワーの手摺の棧の高さが作業床からの35~50センチメートルにおさまっていないものが数多くあるが、これはどの様に対応すれば良いのでしょうか。	1	
	通路構台の手摺(内容)墜落防止設備に関する技術規準で、手摺高さ90センチメートル以上で中棧は、幅木(10センチメートル)と中棧及び中棧と手摺の内のり間隔がそれぞれ45センチメートルという基準が有りますが、この基準で手摺を設計した場合中棧の高さが50センチメートルを超え、改正基準に合致しなくなります。どう解釈したらよいのでしょうか。又弊社において墜落防止設備の基準をもとに数多く製作導入してしまっているものについてはどの様に対応すればよいのでしょうか。(通路や作業構台に使用します) (同様の御趣旨の御意見等は、この他に1件ありました。)	2	
12	鉄骨階段部に使用する仮設手すりについても、今回の改正の中に含まれるものでしょうか。含まれる場合、さんの位置はわく組足場以外の足場と同様にさんの一部が35~50センチメートルの範囲内であればよいと考えてよいのでしょうか。	1	架設通路に該当する階段部については、本省令改正案において、高さ85センチメートル以上の手すり及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の中さん又はこれと同等以上の機能を有する設備を設置することとしています。
13	開口部等に使用する仮設防護柵は躯体に取り付けるもので	1	足場、架設通路及び作業構台以外の仮設の墜落防止設備については、本省令改正案において、規制

	すが、今回の改正の中に含まれるものでしょうか。含まれる場合、さんの位置が高くなるため、別途さん又は幅木が必要になるのでしょうか。		の対象となっていません。
14	足場の作業床からの物体の落下防止措置に関して、設置の条件を明確にさせていただきますようお願いします。	1	本省令改正案においては、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備を設けなければならない、また、これらの設備が設置困難な場合等は立入区域を設定すべきこととしています。
15	幅木又はメッシュシート又は防網についても外側のみとしてほしい。内側は2層に1箇所の防網を水平設置する事で飛来落下に対処するものとしてほしい。	1	物体の落下防止措置の充実を図る観点から、躯体側であっても、物体の落下による労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、本省令改正案に定める措置をとる必要があると考えています。
	物体の落下防止措置について、躯体側はどう考えるのかハッキリしませんでした。正式な解釈を出していただけるよう望みます。	1	
16	防網についてどのような機材が該当するのかが不明でした。正式な解釈を出していただけるよう望みます。	1	<p>1 防網とは、労働者の墜落又は物体の落下による災害を防止するため、水平に張って使用する網のことです。</p> <p>2 なお、墜落による危険を防止するための防網(ネット)については、技術上の指針(昭和51年8月6日技術上の指針公示第8号)を参考にしてください。</p>
17	足場及び構台の点検について、異常気象や地震がやんだあとのみの点検義務でなく、毎日の始業前点検が法律義務になると大変だし、記録だけ作成する安全管理(形骸化)の温床となると思う。	1	<p>1 墜落災害の発生状況を見ると、手すりを設置していなかったり、取り外したままの状態で行っていたことが墜落災害の原因であることが最も多いことから、手すりの有無等の事項については、作業開始前の点検を新たに義務付けることとするものです。</p> <p>2 なお、この作業開始前の点検については、本省令改正案において、その記録までは義務付けていないところです。</p>
18	足場点検者の具体的資格要件は何ですか。	1	足場の点検の実施者については、法令上、資格について定めていませんが、原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を想定しています。
19	対象として施行日以降の足場	3	1 本省令改正案の対象については、施行日(平成

<p>設置届の現場とのことでしたが、施工会社等からこの事の質問が多数ありました。簡単な事ですが、正式な解釈を出して頂けるよう望みます。 (同様の御趣旨の御意見等は、この他に2件ありました。)</p>	<p>21年6月1日)以降設置されているすべての足場等になります。(施行日前に組み立てられているものを含みます。)</p> <p>2 本省令改正案の公布の日から施行日まで一定の周知期間を設けており、墜落災害等の発生防止の観点から、経過措置を設けないこととしました。</p>
<p>改正される省令案等の施行期日について、経過措置として、新規則の規定を適用しない期間を設けていただきたい。 (同様の御趣旨の御意見等は、この他に1件ありました。)</p>	
<p>20 現在、弊社としてはリース会社に対し手摺棒の供給対応が施行時期に円滑に対応可能か調査をしておりますが、全国の企業より一斉に要求する事態に果たして対応できるか非常に心配です。当然、手摺棒以外で対応する措置(単管、下さん付筋かい、枠組用巾木等)はいくつもあります。どの部材でもすぐに供給可能であることが必要です。したがって、国としては、この手摺棒が円滑に供給できる時期まで施行を延長して頂くようお願い致します。</p>	<p>1 御指摘を踏まえ、本年6月1日からの全面施行に備え、厚生労働省では、仮設機材関係の団体に対して、所要の部材の確保を含め本省令改正案について周知し、協力を要請しているところです。</p>
<p>その他の御意見等(17件)</p>	<p>お寄せいただいた御意見等に関しましては、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えております。</p>